

フェンプロピジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年1月17日～令和6年2月15日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見 1】 慢性的な影響を評価するようにお願いします。例えばグリホサート系の農薬は慢性的に発がん作用があることは論文等も出ており海外では常識ですが、日本国内においてはあまり認知されておらず規制が諸外国に比べて緩い状況です。これを反省し本件においては慢性的影響を予め評価するとともに、後から明らかになることがあれば速やかに規制を厳格にしたり、諸外国の規制で最も厳しい基準に合わせるように予め処置要領を定めることを盛り込んでください。	【回答 1】 ・食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日付け食品安全委員会決定）に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っています。 ・本剤の評価に用いた試験成績には慢性毒性/発がん性併合試験も含まれており、食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为しています。 ・農薬の使用基準及び残留基準については、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関である農林水産省及び厚生労働省が設定いたします。これらの基準に関するご意見については、リスク管理に係るものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。
【意見 2】 今回も農薬成分単体の健康影響を評価したに過ぎず、従来から申し上げている「農薬等の複合影響」の検証はなされていません。今や農薬成分数だけで600を超えている状態で、いつまで「国際的にも複合影響評価についてはその評価方法が確立されていない（から、その確認はしないし確立されるまでそのまま）」というスタンスをいつま	【回答 2】 ・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、

で続けるのでしょうか？国民の健康リスクを考慮するなら、複合影響のリスクがないと言い切れるまで農薬の使用を差し控えさせるべきではないでしょうか？	複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 ・農薬の登録に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。